

第48回衆議院議員総選挙 10月22日(日)

投票 午前7時から午後8時まで 開票 午後8時45分から

文化センター・小ホール

投票所入場券を忘れずに



みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

投票所では時間短縮のため、投票所入場券に記載しているバーコードを読み取り、パソコンで受け付けをします。投票所入場券は折り曲げないで持参ください。

投票所入場券が10月13日(金)になっても届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。
★投票所入場券の裏面に宣誓書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便
選挙事務

衆議院議員総選挙 投票所入場券
最高裁判所裁判官国民審査

投票日時 平成 年 月 日
午前 時 ~ 午後 時

投票所 区 頁 番号
氏名 性別

区分

0220100006190729A



期日前投票宣言書

私は、第48回衆議院議員総選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
*該当するいずれかの口()に✓を付けてください。
()がある場合には具体的に記載してください。

1 仕事 学業 地域行事の役員
本人又は親族の冠婚葬祭
その他

2 1以外の事由又は事故のため、次に外出・旅行・滞在
八幡市以外 八幡市内

3 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難
別居施設、労働場、監禁場等に収容

4 住所移動のため、八幡市以外に居住

5 天災又は悪天候により投票所に到達困難

期日前投票
期間：公示の翌日(水曜日)から投票日の前日(土曜日)まで
※土曜日、日曜日も受付しています。
時間：午前8時30分～午後8時
場所：市役所1階議員会室前 第1会議室
(期日前投票の場所から変更しています。)

氏名 期・大 年 月 日 生
姓 名 月 日 生
住所

選挙区別の住所と同じ
最寄りの住所と異なる場合は記載してください。

○投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。
八幡市選挙管理委員会
電話 983-1111(代)

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前(10月20日(金))までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になって届かない場合は、選挙管理委員会へ問い合わせください。



期日前投票をご利用ください

10月11日(水)～10月21日(土)
午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前
※前回参議院選挙の場所から変更しています。

期日前投票は、投票日に仕事や用事などがある人が投票日の前に投票できる制度です。投票日と同じように用紙に記入し、投票していただきます。
次の理由で投票所に来られない人は、ご利用ください。
▼当日、仕事等がある人(仕事場が投票区の区域内でもかまいません。親族の冠婚葬祭に出席される場合もこれに該当します)
▼当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人
※土曜日・日曜日と同じ時間で受け付けています。印かんは不要。「投票所入場券」をお持ちください。
※今回から、国民審査の期日前投票が10月11日(水)からできるようになりました。ただし、10月6日(金)～9日(月・祝)に審査対象になる裁判官が追加となった場合は、国民審査の期日前投票は10月15日(日)からの開始になります。
■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会では、不在者投票は今までどおりです。

投票はこのように

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。今回の選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙(京都6区)、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査です。
※一部、図と取り扱いが異なる投票所があります。

最初に小選挙区の投票用紙(桃色)をお渡します

候補者の氏名を書いてください

「小選挙区」と表示している投票箱へ入れてください

次に比例代表の投票用紙(うす青色)と国民審査(うぐいす色)をお渡します

「比例代表」と「国民審査」と表示している投票箱へ入れてください

(比例代表)政党などの名前を書いてください
(国民審査)やめさせたい裁判官は×印を、そうでない場合は何も書かないでください

郵便により投票ができる人

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

★障がいの要件 ※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
①両下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級 (特別項症～第3項症)
③肝臓・免疫	1級～3級

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①～③の障がいと同程度と認めた場合

▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合
身体障害者手帳(戦傷病者手帳)もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、10月18日(水)までです。

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。
候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。
お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。
秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

海外に長期滞在の人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。
投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。
小選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。
※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。